

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値				
	特 殊 の 装 置	イ	特殊の装置の有無		
		ロ	特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定め省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号 特殊の装置の名称等	

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロの「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面の提出にあたって

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（以下、「添付する書面」）は、**都市計画区域内**に特定路外駐車場を設置する場合に使用し、駐車場法第12条にかかる路外駐車場設置（変更）届出と同時に提出してください。

○添付する書面の記入要領

- ① 「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」には、一般公共の用に供する部分の内、車いす使用者用の駐車スペースの台数を記入すること。
- ② 「路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値」とは、路外駐車場車いす使用者用駐車施設から当該駐車場に接する道路・公園・広場その他の空き地までの最短経路の傾斜路（段に代わるもの又は段に併設するものに限る）の勾配の最大値のことです。
- ③ 「特殊の装置」とは、垂直循環方式などの機械式駐車装置のことです。

○添付する図面

添付する書面には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第2項に基づき「路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設」を表示した縮尺1/200以上の平面図を添付してください。ただし、変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項の部分に関してだけで構いません。

○提出部数、提出先

駐車場法第12条にかかる路外駐車場設置（変更）届出書と一緒に、**2部**提出してください。そのうち1部は審査の後、副本として届出受理通知等とあわせて届出者へ返却します。提出先は、下記のとおりです。

室蘭市幸町1-2

室蘭市 都市建設部 都市政策課 都市政策係

電話 0143-25-2592

○その他留意事項

- 設置する特定路外駐車場が、建築物以外のもので、駐車場全体（車路等を含む）の面積が、1,000平方メートル以上の場合、別に「北海道福祉のまちづくり条例」にかかる届出が必要となる場合があります。